

令和5年9月定例会

# 県土整備委員会説明資料（その2）

危機管理環境部

# 目 次

## I 提出予定案件

### 1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算 . . . . . 3

ア 総括表 . . . . . 3

イ 課別主要事項説明 . . . . . 4

(2) 繰越明許費 . . . . . 6

### 2 その他の議案等

(1) 条例案 . . . . . 7

# I 提出予定案件

## 1 一般会計予算

### (1) 歳入歳出予算

#### ア 総括表

#### 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳									
				特 定 財 源								一 般 財 源	
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	諸 収 入	繰 入 金	県 債		
危機管理政策課	3,690,422	0	3,690,422	138,600			1,032			300	2,500	274,000	3,273,990
とくしまゼロ 作 戦 課	780,110	110,400	890,510	37,934		2,208	910			540	( 110,400 ) 446,687	62,000	340,231
消 防 保 安 課	1,066,598	0	1,066,598	734,000		27,849							304,749
グリーンス社 推 進 課	564,648	0	564,648	305,818		7,743	4,299	2,487		13,999	44,782	29,000	156,520
環 境 指 導 課	136,667	0	136,667	5,544		30,025				60,306			40,792
環 境 管 理 課	267,895	0	267,895	32,892		1,134				50,001	615		183,253
消 費 者 政 策 課	405,927	17,250	423,177	110,084		40	4,110			386	14,000	42,000	( 17,250 ) 252,557
安 全 衛 生 課	1,945,373	0	1,945,373	1,403,060		113,646		1,250		3,536	4,000	87,000	332,881
計	8,857,640	127,650	8,985,290	2,767,932		182,645	10,351	3,737		129,068	( 110,400 ) 512,584	494,000	( 17,250 ) 4,884,973

注： ( ) 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

とくしまゼロ作戦課

一般会計

( 単位 : 千円 )

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
財 政 管 理 費	704	0	704	
諸 費	734	0	734	
計 画 調 査 費	19,400	0	19,400	
防 災 総 務 費	700,272	110,400	810,672	① 防災対策指導費 ( 110,400 ) ア(新) 災害情報発信強化事業 5,400 イ 南海トラフ巨大地震被害想定算定事業 105,000
社会福祉総務費	59,000	0	59,000	
とくしまゼロ作戦課 合 計	780,110	110,400	890,510	

消費者政策課

一般会計

( 単位 : 千円 )

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
消費者行政推進費	344,376	0	344,376	
諸 費	700	0	700	
計 画 調 査 費	43,062	0	43,062	
運輸交通対策費	17,789	17,250	35,039	① 交通安全対策費 ( 17,250 ) ア(新) 自転車ヘルメット着用促進事業 17,250
消費者政策課 合 計	405,927	17,250	423,177	

(2) 繰越明許費

一般会計

(単位：千円)

課名	事業名	予算額	年度内 執行予定額	翌年度 繰越予定額	繰越理由
とくしまゼロ作戦課	防災対策指導費	410,346	305,346	105,000	計画に関する諸条件のため
	計	410,346	305,346	105,000	
グリーン社会推進課	一般環境対策費	361,850	261,850	100,000	計画に関する諸条件のため
	計	361,850	261,850	100,000	
合計		772,196	567,196	205,000	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（危機管理政策課）

##### (ア) 改正の理由

旅館業法の一部が改正されたことに伴い、事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料を定める必要がある。

##### (イ) 改正の概要

事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料を定めることとする。

##### (ウ) 施行期日

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

イ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

（ア）改正の理由

旅館業法の一部が改正され、旅館業の事業譲渡に関する規定が定められたことに伴い、所要の改正を行う等の必要がある。

（イ）改正の概要

- a 事業を譲渡する場合に、近隣にあるときに旅館業の営業者の地位の承継を承認しないことができる施設を定めることとする。
- b aの施設の近隣において旅館業の営業者の地位の承継を承認する場合に、意見を求めなければならない者を定めることとする。
- c その他所要の整理を行うこととする。

（ウ）施行期日

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。